

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
新旧対照条文 目次

一	老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）	1
二	雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）	4
三	雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）	6
四	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十号）	8

旧対照条文
 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 新

○ 老齡福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齡福祉年金についての裁定の請求）</p> <p>第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第二条第一項に規定する中国残留邦人等及び北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者（以下「中国残留邦人等及び被害者」という。）に支給する老齡福祉年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の請求は、当該中国残留邦人等及び被害者に支給する老</p>	<p>（中国残留邦人等に支給する老齡福祉年金についての裁定の請求）</p> <p>第二条 中国残留邦人等に支給する老齡福祉年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の請求は、当該中国残留邦人等に支給する老齡福祉年金</p>

齢福祉年金の額の全部につき支給を停止される事由がある場合において、第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類を添えないですることを妨げない。

5 第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金に係るものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは「前々年」と読み替えるものとする。

第三条 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、前項第五号の老齢福祉年金所得状況届について、同条第五項の規定は、第一項の申請について準用する。

この場合において、同条第五項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第三項」とあるのは「第三条第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

(支給停止の申出の撤回)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 第二条第三項の規定は、前項第三号の老齢福祉年金所得状況届

の額の全部につき支給を停止される事由がある場合においては、第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類を添えないですることを妨げない。

5 第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべき中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金に係るものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは「前々年」と読み替えるものとする。

第三条 (略)

2 (略)

3 前条第二項の規定は、前項第五号の老齢福祉年金所得状況届について、同条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

この場合において、同条第四項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第二項」とあるのは「第三条第三項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

(支給停止の申出の撤回)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 第二条第二項の規定は、前項第三号の老齢福祉年金所得状況届

について、同条第五項の規定は、第一項の申出について準用する。
この場合において、同条第五項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第三項」とあるのは「第三条の三第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

(給付に関する通知等)

第二十九条 厚生労働大臣は、老齢福祉年金の支給の停止に関する処分その他給付に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を受給権者に通知しなければならない。

2 厚生労働大臣は、中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金の受給権の裁定をしたときは、国民年金証書を当該受給権者に交付しなければならない。

3・4 (略)

について、同条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。
この場合において、同条第四項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第二項」とあるのは「第三条の三第三項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

(給付に関する通知等)

第二十九条 厚生労働大臣は、老齢福祉年金の支給の停止に関する処分その他給付に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を受給権者に通知しなければならない。

2 厚生労働大臣は、中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金の受給権の裁定をしたときは、国民年金証書を当該受給権者に交付しなければならない。

3・4 (略)

改正後	改正前
<p>（訓練手当）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。</p> <p>一 八の三（略）</p> <p>八の四 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）<u>第二条第一項第五号</u>に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して十年を経過していないもの及び同号に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの（次条第一項第六号の三及び第六条の二第一項第一号チにおいて「北朝鮮帰国被害者等」</p>	<p>（訓練手当）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。</p> <p>一 八の三（略）</p> <p>八の四 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）<u>第三条第二項</u>に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して十年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの（次条第一項第六号の三及び第六条の二第一項第一号チにおいて「北朝鮮帰国被害者等」という</p>

という。）

九〇十二（略）

。）

九〇十二（略）

改正後	改正前
<p>（特定求職者雇用開発助成金） 第一百十条（略）</p> <p>2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9）から（15）までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（2）又は（3）に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第一百十二条、第一百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定</p>	<p>（特定求職者雇用開発助成金） 第一百十条（略）</p> <p>2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9）から（15）までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（2）又は（3）に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第一百十二条、第一百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定</p>

める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)
の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる(15)
に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れ
る場合に限る。) 事業主であること。

(1)～(7) (略)

(8) 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法
律(平成十四年法律第四百十三号) 第二条第一項第五号に規
定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定した
と認められる日から起算して十年を経過していないもの及び
同号に規定する帰国した被害者であつてその配偶者(婚姻の
届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまつていること等永
住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められ
るもの

(9)～(15) (略)

ロ～ホ (略)

二 (略)

3～8 (略)

める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)
の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる(15)
に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れ
る場合に限る。) 事業主であること。

(1)～(7) (略)

(8) 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法
律(平成十四年法律第四百十三号) 第三条第二項に規定す
る帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと
認められる日から起算して十年を経過していないもの及び
同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者(婚姻
の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまつているこ
と等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると
認められるもの

(9)～(15) (略)

ロ～ホ (略)

二 (略)

3～8 (略)

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十号）
 （抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特例追納の申出等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣が、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号。以下この項及び第五条第一項において「法」という。）第十四条の規定により、法第十一条の三に規定する被害者の子が令第二十六条の規定による請求を行った旨の情報の提供を受けたときは、当該被害者の子に係る前項の申出書の提出があつたものとみなす。この場合において、同項第二号中「特例追納を行おうとする月数」とあるのは、「令第七条第一項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料免除期間とみなされた期間の全部につき保険料を納付する旨」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 令第二十七条の規定による令第八条第一項の申出に係る保険料の納付は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百四十一号）別紙第四号の十五書式によって行うものとする。</p>	<p>（特例追納の申出等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

(老齡基礎年金の額の改定の請求)

第三条 令第十七条第二項の規定による老齡基礎年金の額の改定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 老齡基礎年金の年金証書の年金コード(年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 老齡基礎年金の年金証書

二 特例追納を行った者にあつては、特例追納を行ったことを明らかにすることができる書類

(請求者等の記載事項)

第四条 前三条の規定によつて提出する請求書又は申出書には、請求又は申出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

(被害者等への通知)

第五条 法第十一条第三項の規定により帰国した被害者の保険料が

(新設)

(請求者等の記載事項)

第三条 前二条の規定によつて提出する請求書又は申出書には、請求又は申出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

(被害者等への通知)

第四条 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法

納付されたものとみなされたときは、厚生労働大臣は、文書で、その旨を当該帰国した被害者に通知しなければならない。

2 (略)

3 令第二十七条の規定により令第八条第一項の申出に係る保険料が納付されたときは、厚生労働大臣は、文書で、その旨を当該申出をした者に通知しなければならない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第六条 令第十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、第一条の規定による請求書の受理及び第二条第二項に規定する情報の受理とする。

(機構への事務の委託)

第七条 令第二十条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第五条第一項から第三項までの規定による通知に係る事務(当該通知を除く。)とする。

律(平成十四年法律第百四十三号)第十一条第三項の規定により帰国した被害者の保険料が納付されたものとみなされたときは、厚生労働大臣は、文書で、その旨を当該帰国した被害者に通知しなければならない。

2 (略)

(新設)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五条 令第十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限は、第一条の規定による請求書の受理とする。

(機構への事務の委託)

第六条 令第十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第四条第一項及び第二項の規定による通知に係る事務(当該通知を除く。)とする。